



タイ王国における廃棄物発電プロジェクトに関する規制枠組みの最新動向

執筆者: 松平 定之、Jirapong Sriwat、Apinya Sarntikasem

再生可能エネルギー発電事業の普及促進のため、タイ政府は、代替エネルギー開発計画 (Alternative Energy Development Plan: AEDP) を策定してきた。具体的には、2036年までに電力エネルギー需要の20%を再生可能エネルギーから賄い、都市廃棄物 (MSW: Municipal Solid Waste) からの発電を500MWに高めることを目標とするAEDP 2015 (AEDP2015 - 2036) を策定した。さらに、その後の再生可能エネルギー発電の普及を踏まえ、2037年までに電力エネルギー需要の30%を再生可能エネルギーから賄い、都市廃棄物からの発電の目標を400MW上積みして900MWとすることを目標とするAEDP 2018 (AEDP2018 - 2037) を2020年に策定した。

廃棄物発電は、2015年AEDP及び2018年AEDPのエネルギー・ミックスにおける位置づけは大きくないものの、タイ政府は、都市廃棄物の増大への対応と、埋立て及び埋立てから生ずる温室効果ガスの削減の観点から廃棄物発電のメリットを重視し、廃棄物発電プロジェクトを促進するために、4Pアプローチ (Public - Private - People - Partnership の4P) を採用している。4Pアプローチとは、廃棄物の回収から分類及び発電までの一連のプロセスに地域を関与させるボトムアップ型の戦略である。

本ニューズレターにおいては、地方自治体 (LOA: Local Administrative Organization) の回収した都市廃棄物を利用した発電事業 (①廃棄物発電の事業検討及び民間事業者の選定のプロセス、並びに②廃棄物発電の実施及び電気の販売) に関する規制枠組みの概要を解説する。

1. 廃棄物発電の事業検討と民間事業者の選定

廃棄物の管理及び処理について責任を負うのは一般的に地方自治体である。廃棄物の収集、輸送及び廃棄について地方自治体自らが行うほか、民間業者に委託する場合もある。これらの業務については、公衆衛生法 (Public Health Act)、公共清潔秩序維持法 (Maintenance of Public Sanitary and Order Act) 及び国家環境保全法 (Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act) を遵守する必要がある。

地方自治体が廃棄物発電プロジェクトを実施しようとする場合、一般的なプロセスは以下のとおりである。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@nishimura.com)

1.1 廃棄物発電の事業検討の結果報告

地方自治体は、廃棄物発電プロジェクトに関する事業検討を実施し、その地域における都市廃棄物及びエネルギー消費の量、地方自治体と民間事業者との共同投資ストラクチャー、プロジェクトの便益とリスク及び利用可能な技術などの要素を検討する。その上で、地方自治体は、関係する県の地方管理局に廃棄物発電プロジェクトの事業検討の結果を報告し、当該県の地方管理局が県知事及び内務省の地方行政局にプロジェクトの承認を求める。

1.2 内務省の承認の取得

内務省の地方行政局は、廃棄物発電プロジェクトに関して、関連する委員会の検討を求めた上で、内務大臣の承認を求める。

1.3 民間事業者の選定

内務大臣の承認を得た上で、地方自治体は、公共調達管理法(Public Procurement and Supplies Administration Act)に基づき、入札手続を通じて民間事業者を選定する。その上で、地方自治体は、選定された民間事業者との契約書のドラフトを法務長官局(Office of the Attorney General)に提出する。選定される民間事業者は、タイで登記される、発電及び電力販売を事業目的とする私企業又は公企業であることを要する。外国法人が当該企業に出資することは規制されていない。そのため、現時点においては、外国法人の完全子会社であるタイ企業が選定されることも可能である。もっとも、当該規制はエネルギー規制委員会(ERC: Energy Regulatory Committee)によって改正されることがあるため、出資時点において最新の状況を確認する必要がある。

1.4 選定結果の内務省への報告

地方自治体は、民間事業者と契約を締結後、民間事業者選定の結果を内務省の地方行政局及び内務大臣に報告する。

2. 発電及び電力販売

選定された民間事業者は、発電所の建設、運営及び電力販売に関する許認可を取得する必要がある。主な許認可の内容は次のとおりである。

2.1 発電所の建設

廃棄物発電所は、一般的に工場法(Factory Act)における第3種(Type 3)工場に分類される。よって、工業省(Ministry of Industry)の工業局(Department of Industrial Works)から工場ライセンスを取得する必要があり、また、工場立地に関する法令に基づき指定されたエリアに設置する必要がある。

発電所の建設にあたっては、その出力規模及び立地場所等に応じて、建設許可を取得し、かつ環境影響評価(EIA: Environmental Impact Assessment)又は環境安全評価(ESA: Environmental Safety Assessment)を提出し、又はエネルギー規制委員会によって定められる行為準則を遵守する必要がある。建設が完了すれば、関係する行政当局(立地場所等によって変わるが、工業地域に設置される場合にはエネルギー規制委員会及びタイ工業団地公社(IEAT: Industrial Estate Authority of Thailand)等)になることが通常である。)に通知を行い、検査の上建設確認(Building Certification)の発行を求める必要がある。

2.2 発電所の運営

エネルギー産業法(Energy Industry Act)に基づき、発電所の運営にあたっては、合計出力 1000kVA 未満の発電所等の勅令(Royal Decree)に定められた例外が適用される場合を除き、エネルギー規制委員会のライセンスを要する。また、合計出力が 200kVA 以上の事業者は、エネルギー開発推進法(Energy Development and Promotion Act)及びエネルギー規制に関する勅令に基づき規制エネルギー発電ライセンス(Regulated Energy Generation License)を取得する必要がある。

廃棄物発電プロジェクトの事業者は、タイ投資委員会(BOI: Thailand's Board of Investment)から投資奨励を取得することが可能である。BOI の投資奨励を付与された場合、設備の輸入関税の減免、法人税の減免、熟練技術者及び専門家のタイへの入国の許可、及び外国事業者の土地取得の許可等の優遇措置を得ることができる。外国投資家の投資する企業についても、本投資奨励の対象となる。

2.3 電気の販売

国家エネルギー政策委員会(National Energy Policy Council)は、2014 年、従前の Adder program に代えて、固定価格買取制度(Feed-in Tariff: FIT)の導入を決定し、2015 年に廃棄物発電から生ずる電気を競争入札手続なく FIT に基づき購入することを承認した。従前の Adder program においては、市場価格に固定プレミアムを上乗せした価格で原則として 7 年間買取が行われる制度であったが、FIT 制度の下では、固定価格で 20 年間買取が継続される。

エネルギー規制委員会が廃棄物発電所から発電される電気を買取る旨の通知を行えば、関連するプロジェクト事業者(上記のとおり、タイで登記される、発電及び電力販売を事業目的とする私企業又は公企業であることを要する。)は、同委員会に対して申請書及び関連書類を提出する必要がある。選定されれば、国営発電公社(EGAT)、都市電力公社又は地域電力公社との間で電力受給契約を締結することを要する。

廃棄物発電プロジェクトは、タイにおける急速な都市化、人口増加及び観光産業の伸張によって増大し続ける都市廃棄物の処理方法として有効であるとともに、増大する電力需要への対応としても重要な役割を果たすと考えられる。廃棄物発電プロジェクトについては、前述のとおり、外国投資家による投資が現行法上可能であることから、その動向は外国投資家にとっても注目に値すると考えられる。



まつだいら さだゆき
松平 定之

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

s.matsudaira@nishimura.com

2001年 東京大学法学部卒業、2002年 弁護士登録、2011年 ミシガン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2011-2012年 ニューヨークのデビボイス&プリンプトン法律事務所勤務、2012年 ニューヨーク州弁護士登録。エネルギー・インフラ分野における国内外のM&A、合併、プロジェクト組成、規制対応、紛争等を取り扱う。著書として、「エネルギー法実務要説」(商事法務、2018年6月)、「M&A法大全(下)」[全訂版](商事法務、2019年1月)等がある。



Jirapong Sriwat

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 バンコク事務所共同代表

j.sriwat@nishimura.com

2004年タンマサート大学卒業(LL.B.)、2009年ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス卒業(LL.M.)。2004-2013年までバンコクのリンクレーターズ法律事務所勤務。2013年8月、バンコク事務所加入。タイを中心とした国際コーポレートファイナンス、M&A取引、事業再生/倒産、資源エネルギー等の国内外の数多くの案件に関与し幅広い知識と実務経験を有する。



Apinya Sarntikasem

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 カウンセル弁護士

a.sarntikasem@nishimura.com

M&A、ジョイント・ベンチャー、国際取引、一般企業法務を専門とする。2011年 New York University School of Law 卒業(LL.M.)、2014年 九州大学Graduate School of Law 卒業(LL.D.)。2020年よりChulalongkorn Universityで客員講師を務める。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: newsletter@nishimura.com URL: <https://www.nishimura.com/>

© Nishimura & Asahi 2021